

三次市教育委員会議案第 35 号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 23 年 11 月 2 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
を改正する規則（案）

第 1 条 三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

（第 38 条 第 40 条）

」を

「

（第 38 条・第 39 条）

」に、

「

（第 41 条 第 43 条）

」を

「

（第 40 条 第 42 条）

」に改める。

第3条の2中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第3条の3中「，第3条第1項に規定する」を「，第3条第1項の規定による」に「及び前条に規定する」を「及び前条の規定による」に改める。

第8条第1項中「省令第42条」を「省令第34条」に改める。

第9条中「盲者，ろう者」を「視覚障害者，聴覚障害者」に「（以下「視覚障害者等」という。）」を「（身体虚弱者を含む。以下「視覚障害者等」という。）」に改める。

第17条に次の1項を加える。

5 校長は，第1項第3号から第6号までの休業日において特別の必要があるときは，あらかじめ教育委員会に様式第13号による報告書を届け出て，授業を行うことができる。この場合において，授業を行った日は，授業日とみなす。

第18条中「，省令第48条」を「，省令第63条」に「，様式第13号」を「，様式第14号」に改める。

第19条を次のように改める。

（短縮授業）

第19条 校長は，教育上必要があると認め，授業時間を短縮した場合には，様式第14号による報告書を教育委員会に提出しなければならない。

第20条第2項中「，様式第13号の2」を「，様式第14号の2」に改める。

第20条の2中「，省令第25条の2，第73条の19及び第73条の21」を「，省令第55条の2及び第79条」に「，様式第13号の3」を「，様式第14号の3」に改める。

第21条第1項中「小中学校」を「学校」に改め，同条第3項中「，様式第14号」を「，様式第15号」に改め，同条第4項中「，様式第15号」を「，様式第16号」に改める。

第23条から第26条までの規定中「小中学校」を「学校」に改める。

第27条を次のように改める。

（履修教科の特別措置）

第27条 校長は、省令第54条又は第79条の規定により、児童又は生徒が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童又は生徒の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第29条中「省令第28条」を「省令第58条」に、「様式第16号」を「様式第17号」に改める。

第30条第1項中「小中学校」を「学校」に改め、同条第2項中「小中学校」を「学校」に、「助教諭、養護助教諭、校務員又は給食調理員」を「助教諭、非常勤講師、養護助教諭、学校支援員、障害児介助指導員、校務員及び給食調理員」に改め、同条に次の7項を加える。

3 副校長は、校長を助け、命を受けて校務を掌る。

4 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育を掌る。

5 指導教諭は、児童又は生徒の教育を掌り、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善並びに充実のために必要な指導及び助言を行う。

6 学校支援員は、上司の命を受け、教育補助業務に従事する。

7 障害児介助指導員は、上司の命を受け、児童又は生徒の介助に関する業務に従事する。

8 校務員は、上司の命を受け、学校用務に従事する。

9 給食調理員は、上司の命を受け、学校給食における調理等に従事する。

第30条の2を削り、第30条の3第1項中「小中学校」を「学校」に改め、同条を第30条の2とする。

第30条の4第1項中「小中学校」を「学校」に改め、「主任主事」を削り、同条中第5項を削り、同条第6項中「つかさどる」を「掌る」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「主任主事及び」を削り、同条中7項中「つかさどる」を「掌る」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項及び第9項を削り、同条を第30条の3とする。

第30条の5第1項中「小中学校」を「学校」に改め、同条を第30条の4とする。

第30条の6を第30条の5とする。

第 3 2 条第 1 項及び第 3 項中「小中学校」を「学校」に改め、同条第 8 項中「保健に関する事務をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言」を「学校における保健に関する事項の管理」に改め、同条第 9 項中「第 1 項から第 8 項」を「全各項」に、「小中学校」を「学校」に改める。

第 3 4 条第 2 項中「つかさどる」を「掌る」に改める。

第 3 5 条の 3 第 1 項中「小中学校」を「学校」に改める。

第 3 7 条（見出しを含む。）中「規定」を「規程」に改める。

第 4 0 条を削る。

第 4 1 条第 1 項第 9 号中「証届出願書綴つづり」を「諸届出願書綴」に改め、同項第 1 0 号及び第 1 1 号中「つづり」を削り、同項第 1 2 号を削り、同項第 1 3 号を同項第 1 2 号とし、同項第 1 4 号を同項第 1 3 号とし、同項第 1 5 号中「つづり」を削り、同号を同項第 1 4 号とし、同条を第 4 0 条とする。

第 4 2 条第 1 項の表を削り、同条を第 4 1 条とする。

第 4 3 条を第 4 2 条とする。

別表中

「

（第 3 0 条の 6 関係）

」を

「

（第 3 0 条の 5 関係）

」に改める。

様式第 1 0 号中

「

第 9 1 条

」を

「

第 1 4 4 条

」に改める。

様式第 1 0 号の 2 中

「

学校教育法	第26条第1項 第40条において 準用する同法第2 6条第1項	の規定によって、次のと
<p>おり出席を停止する。</p> <p>1 児童・生徒 住所 氏名 生年月日 年 月 日</p> <p>2 在学学校及び学年 三次市立 学校第 学年</p> <p>3 出席停止期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>4 出席停止の理由</p>		

」を

「

<p>学校教育法第35条第1項又は第49条において準用する同法 第35条第1項の規定によって、次のとおり出席を停止する。</p>		
<p>1 児童・生徒 住所 氏名 生年月日 年 月 日</p> <p>2 在学学校及び学年 三次市立 学校第 学年</p> <p>3 出席停止期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>4 出席停止の理由</p>		

」に改め

る。

様式第16号を様式第17号とし、様式第15号を様式第16号とし、様式第14号を様式第15号とする。

様式第13号の3中

「

3 特別支援教育の場合（小学校）

」を

「

3 特別支援学級の場合（小学校）

」に，

「

- 1 記入に当たっては，小学校学習指導要領に準じ，盲学校，ろう学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。

」を

「

- 1 記入に当たっては，小学校学習指導要領に準じ，特別支援学校小学部学習指導要領を参考にして決定すること。

」に，

「

- 3 合科・統合とは，例えば遊びの指導，日常生活の指導，生活単元学習，作業学習等の指導形態をいう。なお，必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 小学校の場合，盲・ろう・養護学校学習指導要領の生活科については，合科・統合で扱うことが望ましい。

」を

「

- 3 各教科等を併せた指導とは，例えば日常生活の指導，生活単元学習等の指導形態をいう。なお，必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 小学校の場合，知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部学習指導要領の生活については，各教科等を合わせた指導で扱うことが望ましい。

」に，

「

- 4 特別支援教育の場合（中学校）

」を

「

- 4 特別支援学級の場合（中学校）

」に，

「

合科・統合

」を

「

各教科等を合わせた指導

」に，

「

- 1 記入に当たっては，中学校学習指導要領に準じ，盲学校，ろう学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。

」を

「

- 1 記入に当たっては，中学校学習指導要領に準じ，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。

」に，

「

- 3 合科・統合とは，例えば遊びの指導，日常生活の指導，生活単元学習，作業学習等の指導形態をいう。なお，必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 技術・家庭，職業・家庭については，中学校学習指導要領に基づく場合は技術・家庭に，盲・ろう・養護学校学習指導要領に基づく場合は，職業・家庭に を付けること。
- 5 中学校の外国語については，中学校学習指導要領に基づく場合は必修教科とし，盲・ろう・養護学校指導要領に基づき設ける場合は，選択教科とする。
- 6 中学校の選択教科の欄は，中学校学習指導要領に基づく場合は，全教科が対象となるため，必要に応じて欄を増やして記入すること。

7 一部の教科を通常の学級で指導する場合などについては，その旨を別記すること

」を

「

3 各教科等を合わせた指導とは，例えば遊びの指導，日常生活の指導，生活単元学習，作業学習等の指導形態をいう。なお，必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。

4 技術・家庭，職業・家庭については，中学校学習指導要領に基づく場合は技術・家庭に，特別支援学校学習指導要領に基づく場合は，職業・家庭に を付けること。

5 知的障害者である生徒を教育する特別支援学校学習指導要領による場合は，外国語については，設けることができる教科である。

6 一部の教科を通常の学級で指導する場合などについては，その旨を別記すること。

」に

改め，同様式を様式第14号の3とする。

様式第13号の2中

「

総合的な学習の時間						
-----------	--	--	--	--	--	--

」を

「

総合的な学習の時間						
外国語活動						

」に，

「

・総合的な学習の時間・計の欄

」を

「

・総合的な学習の時間・外国語活動・計の欄

」に，

「

- 3 備考欄には選択教科の運営についてその要点を記入すること。
- 4 教科課程の変更に関する届出はこの様式に準じて作成すること

。

」を

「

- 3 教科課程の変更に関する届出はこの様式に準じて作成すること

。

」に改め、

同様式を様式第14号の2とする。

様式第13号中

「

(第18条関係)

」を

「

(第18条・第19条関係)

」に、

「

--

」を

「

--

注 臨時に授業時間を短縮した場合の報告は、この様式に準じて作成すること。

」に改

め、同様式を様式第14号とする。

様式第12号中

「

2 理由

3 実施計画

」を

「

2 実施学年及び学級

3 理由

4 実施計画

」に改め、同様式を様式第13号とする。

第2条 三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

「

青河小学校，川地小学校，志和地小学校，三和小学校，
三和中学校

」を

「

青河小学校，川地小学校，三和小学校，三和中学校

」に，

「

吉舎小学校，安田小学校，八幡小学校，八幡小学校徳市分
校，甲奴中学校，甲奴小学校，小童小学校

」を

「

吉舎小学校，安田小学校，八幡小学校，甲奴中学校，甲奴
小学校，小童小学校

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中，第1条の規定は平成23年 月 日から，第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則第1条の施行日の前日までに，改正前の三次市立小中学校の管理及

び学校教育法の実施に関する規則の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，改正後の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。